

## ○タクシー事業者の先進的取組事例

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
1	北海道	北海道 札幌市等	職場環境の整備・人材確保	若年層自衛官退職者のタクシー業界への再就職	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌商工会議所を通じて駐屯地に出向き「業界説明会」に参加</li> <li>タクシー業の他、バス・トラック・介護業界と建設業界が参加</li> <li>平成27年はこれまで4月～9月までの間に計7回の説明会に参加</li> </ul>
2	東北	宮城県 仙台市	幅広い利用者への対応	語り部タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人宮城復興支援センターによる講習を受講したドライバーが、震災により甚大な被害を受けた場所へ乗客を案内し、事業者によってはタブレット等を使い震災前や震災直後の風景と見比べてもらい、被災地の現状を伝えている。</li> <li>平成26年度は、総計で940件2620名の利用があった。</li> </ul>
3	東北	岩手県 盛岡市	職場環境の整備・人材確保	Wi-Fiルータ搭載タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年12月1日より普通車88台全て利用可能。1月に入り大型2両にも搭載し、今後、全車両に順次拡大の予定。</li> <li>ID・パスワード不要で無償提供。</li> </ul>
4	東北	山形県	その他	在宅難病患者災害時移送システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電を伴う災害時や3時間以上続く停電の際に、特段の連絡がなくとも、人工呼吸器等装着の患者宅にタクシーが向かい、電源の確保された医療機関にできるだけ速やかに移送するシステムについて、患者団体の「山形県難病等団体連絡協議会」、医療機関で構成する「山形県難病医療等連絡協議会」、タクシー団体である「(一社)山形県ハイヤー協会」と「山形県ハイヤー・タクシー協会」及び山形県の5者が協定を締結した。</li> </ul>
5	東北	秋田県 秋田市	幅広い利用者への対応	秋田市タクシー乗降場入構制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013(平成25年)9月からの導入を目指し、先進地である北海道札幌市や青森市を視察。</li> <li>2013年(平成25年)6月から延べ18回、977名の乗務員のナマール講習会を実施。受講し、誓約書を提出した乗務員に対し、「タクシー乗降場入構許可証」を発行。</li> <li>2015(平成27年10月1日現在)827名(退職者150名)</li> <li>乗降場付近には、秋田支部で採用した指導員を配置。</li> </ul>
6	関東	東京都	幅広い利用者への対応 新しい技術・媒体を利用した配車	スマートフォン配車アプリ「スマホdeタックん」を活用した共通配車事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年1月22日から本格運用を開始し、現在対応無線が8グループ、台数は11,000台を超えた</li> <li>選択配車などの機能強化、外国人用英語版の運用を開始した</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
7	関東	東京都	インバウンド 拡大への対応 観光振興等 他の行政分野 との連携	羽田空港国際線乗り場改 善による外国人旅行者の 利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人旅客接遇研修の実施</li> <li>→ロールプレイ演習を取り入れた研修により、外国人の習慣やタクシー営業に必要な基本的な会話等を知る接遇向上を目的としたもの</li> <li>・修了者専用レーン（おもてなしレーン）の設置</li> <li>→インセンティブとして、上記研修を修了した者が入構できる専用レーンの供用を平成26年12月15日から開始した</li> <li>・ユニバーサルデザインタクシー・ワゴンタクシー専用レーンの設置</li> <li>→荷物が多い利用者への対応のため、車体形状がステーションワゴンで次のいずれかに該当する車両専用のレーンを設置</li> <li>① ツツケース（縦72cm×横52cm×幅25cm）が2個以上荷室に入る車両、②乗車定員が7名以上で利用客が6人以上乗車できる車両</li> </ul>
8	関東	神奈川県 横浜市・ 川崎市	幅広い利用者 への対応	UDタクシー専用乗り場	<p>（横浜）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜駅東口タクシープラザにUDタクシー専用レーンを設置、また、横浜市立みなと赤十字病院にUDタクシー専用乗り場を整備するとともに、横浜市新庁舎(計画中)にUDタクシー専用乗り場の新設に向けた働きかけをしている。</li> </ul> <p>（川崎）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UDタクシーの導入に拍車をかけるため、UDタクシーにインセンティブを設ける施策として、川崎市が取り組む主要駅整備事業において、バリアフリー化とUD対応乗り場、優先ルール（川崎駅東西口）、UD専用レーン（武蔵小杉駅南口）、UD専用乗り場（新川崎駅）等の整備事業を行ってきました。</li> </ul>
9	関東	神奈川県 川崎市	観光振興等 他の行政分野 との連携	ユニバーサルツーリズム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎支部では、当初、南部地区と北部地区に分けて観光コース等を検討していたが、全国的にも人気スポットである工場夜景に特化した1コースを導入した。また、ユニバーサルツーリズムの原点でもある誰もが安心して出掛けることのできる旅行という趣旨を踏まえ、特に高齢者、障がい者も参加できるという観点から川崎支部ではUDタクシーでの観光を実施している。</li> </ul>
10	北陸信越	富山県 富山市	幅広い利用者 への対応	キッズタクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児連れの外出（通院等）サポート</li> <li>・幼児の通園・通学・通塾の送迎</li> <li>・社内推薦を受けた優良ドライバーを「キッズ専任ドライバー」として選任</li> <li>・平成27年4月より実施</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
11	中部	愛知県 名古屋市	その他	あんしんネットワーク事業	<p>・乗務員として働く社員に、二種免許だけではなく市民救急員や警備・介護資格を取得できる環境を整え、最大半年におよぶ研修や実習を通して未経験であっても高い要求に応えることのできる社員を育成している。</p> <p>その結果、高齢者や女性の会員を中心として、月間18万回・年間200万回を超えるタクシーサービスの利用をいただいている。さらに、要介護の認定を受けている契約者に介護保険が利用可能な移送介護サービスを月間1万回以上提供している。</p>
12	中部	愛知県	幅広い利用者への対応	タクシー乗り場における選択乗車	<p>◇導入主旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、JR東海の駐車権利の均等化を図り、各社の考えを主張し合える環境を整える。</li> <li>2、競争原理に基づく、各社サービスの提供が出来る環境を整える。</li> <li>3、お客様に、迷惑をお掛けしないフォローサービスを継続出来る環境を整える。</li> <li>4、偏りを無くして、各社が自由に運用の出来る環境を整える。</li> <li>5、決められたルールの中で、秩序を保って安全な運行が出来る環境を整える。</li> </ol> <p>◇取組み内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、各社で入構車両数の制限を設定。</li> <li>2、タクシー乗り場への進入ルール設定（ショットガン方式）。</li> <li>3、タクシー乗り場での乗車順序の撤廃（従来の先頭車両順を撤廃）。</li> <li>4、選択乗車／指名乗車の解禁。</li> <li>5、互いに監視し合う事で、運用ルールの絶対厳守。</li> </ol>
13	中部	愛知県 蒲郡市	幅広い利用者への対応	高齢者の足確保事業（高齢者割引タクシー制度）	<p>・満70歳以上の高齢者を対象。希望者にチケットを配布し、運賃を3割引にする。</p> <p>・3割の内訳は市が2割、事業者が1割。市の割引額は1,000円が上限、チケットは年間100枚が上限。割引区間は、乗車地、降車地ともに市内に限る。</p>
14	中部	静岡県	幅広い利用者への対応 観光振興等他の行政分野との連携	自治体・障害福祉協会との連携によるユニバーサルドライバー研修	<p>・受講者数に応じた車椅子の確保や、車いすを使った実地研修でも施設内を利用することができることから、より実践にそくした研修が可能となった。</p>
15	中部	三重県 四日市市	その他	車内に利用者とのコミュニケーションツールを設置	<p>・方言カードについては三重県北部を中心とする北勢地域周辺で独特と思われる方言を乗務員から募集し、まとめた54件の方言をタクシー車内にカードにして設置。</p>

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
16	近畿	大阪府	インバウンド 拡大への対応	インターナショナルビ ジターズタクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（検討内容の構成）</li> <li>①訪日外国人旅行者専用のタクシー乗場設置に関する こと</li> <li>②検討事項：設置乗場、案内板、運営方法、事業 運営費等</li> <li>1）②訪日外国人旅行者向け観光タクシー制度に 関すること</li> <li>2）検討事項：予約方法（配車システム、WEB 等IT予約システム、観光ルート、広告知、各 施設（宿泊、観光）連携施策、事業運営費等</li> <li>③タクシー乗務員の人材育成に関する こと</li> <li>検討事項：研修方法、登録認定方法、事業運営 費等</li> <li>・（検討に向けた実施体制）</li> <li>検討の場として学識経験者を委員長とし、関連 団体、行政等で構成する委員会を設置する。ま た、その下部組織として2つのテーマごとに部会 を設置し進める。</li> <li>・（国としての取組み）</li> <li>①委員会発足にあたり、以下の経済団体及び観光 関係事業者団体へ参加協力依頼。</li> <li>②観光部、海事振興部と連携し、ビジットジャ パン地方連携事業や留学生による発信、大阪港に寄 港するクルーズ客船の寄港情報を大阪市と共有す るなど。</li> </ul>
17	近畿	大阪府 大阪市	インバウンド 拡大への対応	携帯電話による通訳オペ レーターシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語の5カ国 語に対応）を27年7月末にグループ全保有車両に 搭載。</li> <li>・タクシー車両に搭載している携帯電話に外付け のスピーカーを取り付け、ハンズフリーによって 利用者、乗務員、通訳者の3者が同時に会話でき るシステムで、24時間365日無料で利用者に提 供。</li> <li>・あわせて、訪日外国人に対応するため本シス テム導入と並行し、セダンタクシーからジャンボタ クシーや高級車両への代替え、ホテルや旅行会社 にセールス活動を実施。</li> </ul>
18	近畿	大阪府 大阪市	新しい技術・ 媒体を利用し た配車	乗務員に対するアプリを 活用した需要予測情報 （TAXI・READER）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年9月より試験運用を開始。現時点でのシス テムの内容は、「現在時刻を基準にして5分後から 15分後までの10分間に過去の同曜日での需要 の発生した場所を地図上に表示する」というレ ベルまで達している。ただ、このままでは地図上 にピンが乱立するだけで、ピンが集中する所に タクシーが集中すれば「供給過剰」状態を招くだ けである。そこで、過去の需要発生場所のデー タを利用し、大阪市域を幾つかのブロックに分 けて需要の分布を解析して、近くにいるタクシ ーを需要の濃淡に合わせて分散誘導するシス テムに発展させるべく、大阪大学大学院基礎工 学研究科において、そのロジックの開発を依頼し ているところである。</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
19	近畿	滋賀県	幅広い利用者への対応	ゆりかごタクシー	ゆりかごタクシーの実施体制は、産官学の関係者協働による「横のつながり」を活かした仕組みで、平成27年4月より滋賀県全域で運行開始。
20	近畿	和歌山県	職場環境の整備 ・人材確保	和歌山おもてなしタクシー大作戦	<p>(実施内容)</p> <p>1) 講習会の開催 ・平成26年2月から9月までの間に計21回、県下全タクシーのドライバー及び事業者を対象 ※平成25年度の講習会は、国の交付金を活用して「和歌山緊急雇用創出事業臨時特例基金」を造成し、活用事業としてこの基金の一部を使用</p> <p>2) 優良ドライバーの証明 ・講習会を受講したドライバーに対し、車外貼付ステッカー、車内掲示用登録証及び名刺を交付 ・駅前、県有施設等のタクシー乗り場へ優先的に配車(今後の検討課題)</p> <p>3) 優良ドライバーのフォローアップ ・「おもてなし力」維持のため、ドライバーへの継続的な見守りを実施(利用者アンケート、県民モニターなど) ・特に優良なドライバーには称号を付与(今後の検討課題) ・苦情の多いドライバーには基本的な接客・接遇を再度徹底</p> <p>4) 講習会受講者数 1,462名(平成27年3月末現在) (運行開始) 平成26年7月30日</p>
21	中国	島根県 津和野町	観光振興等 他の行政分野との連携	上下分離方式によるタクシー交通の確保	・津和野町では、タクシー事業撤退まで限られた期間しかない中で、国、県など関係者に対策について迅速に検討。津和野町の第3セクターである「(株)津和野」が車両(ハイブリッド)や事務所等の資産を保有し、これらの貸与を受けて新たな事業者がタクシー事業を行う上下分離方式を導入。運行事業者については、「(株)津和野」が公募を行った結果、第一タクシー(株)を選定。平成27年4月から愛称「koikoiタクシー」として運行が開始され、地域住民や観光客の移動手段が確保されることとなった。
22	中国	島根県 津和野町	観光振興等 他の行政分野との連携	タクシーを活用した妊産婦通院サポート事業	・津和野町内に住所を有する妊産婦で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの出産者(出産予定者)、または、母子健康手帳の交付を受けた者を対象に、タクシー利用券を1人4枚を限度として交付。助成はタクシー利用料金9/10に相当する額で、利用者はその場で1/10に相当する額を支払う。助成限度額は、1枚につき18,000円。9月末現在の利用枚数は3枚でまだ利用は少ないですが、利用者・タクシー事業者からも好評を頂いている。

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
23	九州	福岡県 福岡市	職場環境の整備 ・人材確保	プレミアムタクシー	・博多織五色献上柄を配した黒塗り車両および統一した制服を着用した優良乗務員による福岡ならではの「おもてなし」を提供するタクシーを投入し、博多駅・福岡空港国際線に専用乗り場を設けている。
24	九州	福岡県 福岡市	職場環境の整備 ・人材確保	タクシーコンシェルジュ	・国外からの観光客の増加に伴い、タクシーが宮崎地域の活性化に寄与するため、タクシー等の公共交通機関全般の乗車案内や観光案内を行っている。
25	九州	熊本県 熊本市	幅広い利用者への対応	熊本市タクシー乗り場の設置	・繁華街のクリーンアップのため、タクシー検討委員会を設置し、夜間における各乗り場への秩序維持のため警備会社へ業務を委託しました。 (※現在においては、運行規定や運行要領を取り決めて運用。)
26	九州	宮崎県 宮崎市	インバウンド拡大への対応	タクシーコンシェルジュ	・海外からの観光客の増加に伴い、タクシーが宮崎地域の活性化に寄与するため、英語等の外国語に対応でき、タクシーの乗車案内や観光案内を行っている。
27	沖縄	沖縄県	職場環境の整備 ・人材確保	沖縄観光うといむち旅行券キャンペーン	・ビューローから委託された事業者の沖縄観光「たびカタログ」の観光雑誌に観光タクシー掲載。利用者から電話予約（協会が窓口）受け、観光タクシーはすべて半額でご利用。 ・実施期間H27年8月1日～11月30日の約4カ月間限定

## ○観光タクシー取組み事例

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
28	北海道	北海道 札幌市等	職場環境の整備・人材確保	外国人観光客対応ドライバーの育成	急増している外国人観光客に対応できるタクシードライバー等の育成を研修などを通じ実施することでタクシードライバーの職場定着を促進する。
29	北海道	北海道 札幌市等	職場環境の整備・人材確保	北海道おもてなし観光タクシー認定乗務員	・「おもてなしの心」と「観光知識」を備えたタクシー乗務員を認定することでより質の高いサービスを提供することにより、タクシー事業の活性化と北海道の観光振興を図る。これまでに447名（返上者除く）の認定者を輩出
30	東北	青森県 青森市	幅広い利用者への対応	青森市観光ガイドタクシー	・市タクシー協会が実施する研修会を受講し、検定試験に合格した運転手をガイドタクシー運転手に認定し、あらかじめ設定した県内観光ルートを運行する。
31	関東	東京都	幅広い利用者への対応 インバウンド拡大への対応 観光振興等 他の行政分野との連携	東京観光タクシードライバー認定制度	・一定以上のレベルでガイドサービスができる乗務員を東京ハイヤー・タクシー協会が「東京観光タクシードライバー」に認定する ・以下の検定を取得、研修を全て終了したものを認定 →東京シティガイド検定、ユニバーサルドライバー研修、東京観光タクシードライバー認定研修 ・認定者数は年々増加し、創設した平成24年の99人から平成27年3月末現在は1,610人となっている
32	関東	埼玉県 川越市	観光振興等 他の行政分野との連携	小江戸川越観光タクシードライバー	・①ユニバーサルドライバー研修を修了した者、②外国人旅客接客指導受講者、③川越観光案内講習受講者、または、川越地区の地理及び観光案内の知識を有するものとして、タクシー事業者の代表者が認めた者、④過去1年間、道路交通法の免許停止処分を受けていない者、以上の4つの要件を満たし、所属するタクシー事業者の推薦を受けた者に対して「川越観光タクシードライバー」として認定。

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
33	関東	埼玉県 秩父市	観光振興等 他の行政分野 との連携	「秩父おもてなし観光タクシー ドライバー」認定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ユニバーサルドライバー研修を修了した者、②「ちちぶ学検定」合格者、または、秩父地区における乗務員経験10年以上で同地区の地理及び観光案内の知識を有する者、③過去1年間、道路交通法の免許停止処分を受けていない者、以上の3つの要件を満たし、所属するタクシー事業者の推薦を受けた者に対して「秩父おもてなし観光タクシードライバー」として認定し、認定証や車両に貼付する認定マークを交付。</li> </ul>
34	関東	群馬県 高崎市等	観光振興等 他の行政分野 との連携	駅から観タクン	<p>J R東日本：各地からの観光客を群馬県まで鉄道で輸送、商品開発・宣伝展開</p> <p>タクシー事業者：J R東が運んだ観光客を観光ルート定額タクシーにより観光地へ輸送</p> <p>自治体等：タクシーを魅力ある商品とするため、観光素材の選定、買物割引特典等付加価値の付与の調整</p>
35	関東	山梨県 笛吹市、 甲府市	観光振興等 他の行政分野 との連携	やまなしワインタクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業者がタクシー事業者との契約により自動車を貸し切って石和温泉駅と笛吹・勝沼エリアの4つのワイナリーを巡行する。</li> <li>・利用者は旅行会社に代金を支払うことで乗車することが出来る。</li> <li>・2014年4月からの運行開始にあたり「やまなしワインタクシー運行協議会」を立ち上げ。一部を除く毎週土日と土日と合わせて3連休以上となる祝祭日に運行。運行日数年間100日前後。2014年度の参加人員約1,400名に対し、2015年度は4月～9月で約1,000名の参加と大きく実績を伸ばしている。</li> </ul>
36	北陸信越	長野県	職場環境の整備 ・人材確保	長野県観光ガイドタクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定乗務員制度を作り、質の高い二次交通手段を提供している。</li> </ul>
37	北陸信越	石川県 金沢市	職場環境の整備 ・人材確保	金沢観光ガイドタクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢の観光に関する試験を実施し、合格した運転者は講習を受けたのちガイドタクシー乗務員に認定される。それにより、より高いホスピタリティを提供できるドライバーが金沢を案内できるようになる。</li> </ul>



NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
38	中部	静岡県 静岡市	幅広い利用者への対応 観光振興等他の行政分野との連携	お茶のまち静岡市タクシーツアー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶業振興協議会で3軒の茶農家を選定していただき、市内の観光地を6つのエリアに分け、各エリアの観光スポット（自由選択）と茶農家（必須）を組合わせて廻り、お茶体験（色々なお茶の試飲）をしていただく観光ルート運賃によるタクシーツアーとした。</li> <li>・実績は2年間で15件と少ないが、他のお茶農家や他の地域のお茶施設を周るなど、観光商品として他に派生する。</li> <li>・お客様の評価として、①普段味わえない楽しい時間であった、②農家との触れ合いが良かった、③茶町を散策したかったなど。</li> </ul>
39	中部	岐阜県 岐阜市	観光振興等他の行政分野との連携	観光ガイド乗務員認定制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年末現在で、岐阜県内のタクシー事業者18者、208人の運転者が、「観光ガイド乗務員」の認定を受けて観光タクシーの運行を行っている。</li> <li>・協議会では、毎年4回程度研修を行っており、10・11月には市内観光実施研修、市外観光実施研修を行っており、多くの運転者が参加している。</li> <li>・5年ごとの更新制により常に一定の知識、レベルを保っている。</li> </ul>
40	中部 北信	福井県 石川県	幅広い利用者への対応 観光振興等他の行政分野との連携	加賀越前観光ガイドタクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加賀越前観光ガイドタクシーのホームページ、パンフレット、ステッカー作成し周知を図った。</li> <li>・利用促進策として、「モニターツアー」「得々キャンペーン」実施（平成27年度）</li> <li>・「加賀越前観光ガイドドライバー」の認定を受けた運転手が方言でご案内。</li> </ul> <p>詳しく地域の観光地をアピールする事により、地域に対する理解を深めていただき、リピーターを増やそうとしている。</p>
41	近畿	兵庫県 神戸市	観光振興等他の行政分野との連携	地域に密着した観光タクシー	<p>観光ルートにネーミングを付けて商品化（以下は、ロゴなど一部の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スイーツタクシー</li> <li>・神戸酒蔵ソールリズム</li> <li>・神戸ブレッドタクシー</li> <li>・JAZZタクシー</li> <li>・神戸Cafeタクシー</li> <li>・神戸ビーフタクシー</li> <li>・六甲おろさないタクシー</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県	分類	取組名	概要
42	中国	広島県 広島市	観光振興等 他の行政分野 との連携	ひろしまスイーツタクシーの運 行	・広島市内（駅・ホテル等）発着、参加7店舗 から利用者が訪問を希望するスイーツ店舗を巡 回する観光タクシー。利用は事前予約制で運行 は2時間コース（利用者の要望により、2時間 半、3時間コースの設定も可能）。利用者及び 訪問先菓子店との調整は全て運行タクシー会社 が行う。平成25年10月10日から運行開始。
43	中国	広島県 広島市	インバウンド 拡大への対応	タクシー・ハイヤー乗務員の英 語力認定制度	・週一回2時間の英会話レッスンを受けること で英語力を向上させ、観光案内、送迎の区分で 能力に応じた認定制度を創設。また、全車に多 言語（英語・韓国語・中国語）の指差し確認 シートを常備し、最低限の意思疎通を図れるよ う環境生に取組。 ・外国人観光客に利用していただくため、旅行 業者や宿泊施設を訪問するPR活動を実施。
44	中国	山口県 下関市	幅広い利用者 への対応	おもてなしタクシー認定制度 「幸ふくタクシー」	・認定を受けた運転者（法人タクシー、個人タ クシー）は、乗務するタクシー車両に下関の特 産品であるフグをイメージした「幸ふくタク シー」の認定ステッカーを貼付して利用者をお 迎える。認定運転者数は57人。（平成27 年9月末現在）
45	九州	長崎県 佐世保市	観光振興等 他の行政分野 との連携	させぼ観光マイスター制度	・佐世保市が実施している「させぼ観光マイス ター制度」の試験に合格したドライバーについ て、認定ドライバーとして、佐世保市の観光名 所を案内するもの。
46	沖縄	沖縄県	職場環境の整 備 ・人材確保	沖縄観光タクシー乗務員資格認 定制度	・沖縄観光コンベンションビューロー認定 ・資格には3段階のランクがあります。 ・プラチナリボン（ゴールド取得後6年以上の 経験、窓口機関からの推薦） ・ゴールドリボン（ブルー認定者で過去3年間 無事故無違反無苦情、実技試験あり） ・ブルーリボン（過去1年間無事故無違反無苦 情、筆記試験あり。）

## ○タクシー事業者による乗合タクシーの受託事例

NO.	運輸局	都道府県	取組名	概要
47	北海道	北海道 東川町	東川町乗合タクシーの運行 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が運行経費を事前算定し、自治体は運行経費の一部を交付金として負担（事業者の経営体力を考慮し、四半期に分けて支払っている。）している。</li> <li>・運行管理システムを独自で安価（約30万円）に構築し、予約者及び運行実績管理に活用している。</li> </ul>
48	東北	青森県 大鰐町	大鰐町「スネカラバス」の 運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行に関する走行空間の整備は、自治体の負担で実施している。</li> <li>・運行委託料を年額で決定し月割りで支払いを行う。</li> <li>・回数券等の売り上げを委託料より差引き残額分を事業者へ支払う形とする。</li> </ul>
49	東北	宮城県 塩竈市	しおナビ仮設住宅特別便 伊保石お〜らいタクシーの 運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に委託料の算出を行い、計画通りに運行した場合、実績が想定と大幅に乖離しない限り、実際の費用にかかわらず算出額を支払うこととしている。</li> <li>・また、事前の算出では赤字補てんをする形で計算しているため、運賃収入も事業者の取り分としている。</li> </ul>
50	東北	秋田県 羽後市	「うご乗合タクシー」の運 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額は運行単価に実運行便数に乗じた額から料金収入を差し引いた額とし、小型タクシーの計画運行便数の稼働率が4割を下回った場合は、4割相当額を最低保障経費として支払うこととしている。</li> </ul>
51	東北	山形県 三川町	「デマンドタクシーでんで ん号」の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日あたり6台の運行とし、それに単価1,245円を乗じて、額に年間の運行日数を乗じた額を事業収支にかかわらず支払っている。</li> <li>・利用者は一人あたり300円を事業者を支払っている。</li> </ul>
52	東北	福島県 福島市	松川下川崎乗合タクシー 「あけび号」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒字が生じた場合においては全て事業者の収入としている。</li> </ul>
53	関東	栃木県 茂木町	茂木町デマンドタクシー 「めぐるくん」の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者インセンティブとして、1日100人を超える輸送を行った場合に、101人目から利用者一人あたり100円を事業者に対して支払っている。</li> </ul>
54	関東	千葉県 柏市	予約型相乗りタクシー「カシ ワニクル」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者1人あたりにつき1,010円の委託料を支払っている。</li> </ul>
55	北陸信越	新潟県 燕市、弥 彦村	交通不便地域を解消するデ マンド交通「おでかけきら らん号」の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燕市と弥彦村で形成する定住自立圏構想の取り組みの一環として、先に燕市で運行していた燕市デマンド交通を平成27年7月より弥彦村までエリアを拡大し、両市村において住民の生活交通手段の確保を実現した。</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県	取組名	概要
56	北陸信越	新潟県 村上市	交通空白地域を解消する「通院対応のりあいタクシー」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の運行所要時間実績を踏まえて、運行委託金額の設定を行うことで、時間制運賃での運行時とくらべて、運行費用を大幅に削減し、収支率の向上を実現した。</li> <li>運行費用の算出にあたっては、算出方法を自治体と交通事業者が協議して行っている。</li> </ul>
57	北陸信越	新潟県 三条市	市内全域で運行するデマンド交通「ひめさゆり」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合タクシーの1運行あたりの乗車人数が多いほど、自治体から運行事業者に支払われる金額が増える算定基準を設けており、1運行あたり乗車人数を増やすインセンティブを働かせて、効率的な運行を実現している。</li> </ul>
58	北陸信越	富山県 射水市	交通空白地域を解消する「デマンドタクシー」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>運賃収入は事業者の収入とし、交通事業者のインセンティブとしている。</li> </ul>
59	北陸信越	石川県 加賀市	地域の乗合タクシー運行協議会が運行する「のりあい号」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で組織する「乗合タクシー運行協議会」がタクシー事業者に委託しているが、市では赤字3/4の補助に加え、収支率1%につき1万円を「育成補助金」として交付している。</li> <li>黒字分は全て運行協議会の収入として、利便性の向上（ダイヤの充実）や広報等に活用している。</li> </ul>
60	北陸信越	石川県 能登町	山間部を中心に町内全域をカバーする「予約制乗合タクシー」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合タクシーの乗車料金を、複数人乗車は現状のまま据え置き、1人乗車の場合は距離別の3段階として、複数人への誘導を図っている。</li> </ul>
61	中部	三重県 熊野市	デマンド型タクシーと周遊バスの共同使用による取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一のタクシー型車両で平日は市街地乗合タクシー、休日は市街地周遊バスとしての共同使用と、乗合タクシーの目的地を限定することにより運行経費の削減を図った。</li> </ul>
62	中部	静岡県 富士宮市	公共交通のセーフティネット「宮タク」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンド型交通（宮タク）を、バスとタクシーの中間的な交通体系（第三の交通システム）として位置づけ、市域全体における地域公共交通のセーフティ・ネットとして機能させている。</li> </ul>
63	近畿	兵庫県 西宮市	西宮市生瀬地区における住民が主体になって乗合タクシーを走らせた！！	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域が主体となり、コミュニティバスが運行開始</li> <li>機関誌（ぐるっと生瀬でGO）を2ヶ月毎に発行</li> <li>時刻表等に広告を掲載し、運行収入を確保</li> </ul>
64	中国	島根県 浜田市	交通空白地域での「浜田市予約型乗合タクシー」	<ul style="list-style-type: none"> <li>予約型乗合タクシーは、入札方式により交通事業者を決定、複数年契約。</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県	取組名	概要
65	中国	岡山県 倉敷市	地域の主体性によるコミュニティタクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が主体となって運行、市はこれを支援（運行費等補助、助言・調整）。</li> <li>・利用者数が前年度を上回った場合、上回った人数×100円を補助額に上乗せ、運行稼働率が50%未満の場合は地域負担を割増している。</li> </ul>
66	中国	岡山県 総社市	総社市新生活交通「雪舟くん」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前算定の委託額に、利用者一人当たり100円を上乗せ。</li> <li>・利用者には、1回乗車につき50円のタクシー券を配布。</li> </ul>
67	中国	岡山県 高梁市	市とタクシー事業者の連携による「ふれあいタクシー」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に運行経費を積算した上で、入札により運行事業者を決定。</li> <li>・運賃収入は事業者の収入、事業者はドライバー給与に運賃収入を上乗せ。</li> </ul>
68	中国	広島県 安芸太田町	地元タクシー事業者への委託による「あなたく」の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料を固定額として、運賃収入は事業者収入としている。</li> <li>・各交通事業者が、本来のタクシー事業エリアを担当しており、地域住民の事業者に対する信頼度向上等に寄与。</li> <li>・中山間地域ではタクシー事業が安定しないため、委託料固定化が交通事業者の経営安定に貢献。</li> </ul>
69	中国	広島県 三次市	商工会が運営する「ふれあいタクシーみらさか」の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会が運営主体となり、タクシー事業者（商工会員）に運行委託。</li> <li>・市は、固定額の運行経費を商工会に補助。20人/日を超えた部分の運賃収入は商工会の増収。</li> </ul>
70	中国	広島県 北広島町	事業者が自主運行する「ホープタクシー」の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホープタクシー運行事業者の自主運行に対して、町が3年を一区切りとした定額補助。利益があった場合、事業者の収入となる。</li> </ul>
71	中国	広島県 世羅町	商工会が運営する「せらまちタクシー」の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会が運営主体となり、タクシー事業者（商工会員）に運行委託。</li> <li>・町は商工会に、欠損額及び事務委託料（利用者数×30円）を補助金として支出。</li> </ul>
72	中国	山口県 周南市	運賃収入の目標額を設定した鹿野地域乗合タクシー「ふれあい号」の運行委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託額は事前算定であり、運行経費から運賃目標額（前年度の運賃収入実績額）を差し引いた額を委託額としてタクシー事業者に運行委託、運賃収入が目標額を上回った場合は事業者の収益となる。</li> </ul>
73	四国	高知県 南国市	自家用有償旅客運送（市町村交通空白）と乗合タクシー（区域運行）の双方実施・比較検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県の南国市地域公共交通会議において、白木谷・八京地区における移動手段確保を自家用有償旅客運送と乗合タクシー双方を実施し比較検討した。</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県	取組名	概要
74	四国	徳島県 徳島市	住民主導によるコミュニティバス運行	・行政に頼らず地域住民が主体となって協議会を立ち上げ、コミバス運行に向けた取組を推進
75	四国	愛媛県 内子町	デマンドバスの利用者数に応じた運行委託料の上乗せ	・委託料の算定については、固定部分（①運行回数、②運休回数、③内子地区から小田地区までの回送回数で積算）に加え、利用者1人あたりに対応したペイバックを行い、事業者にとってのインセンティブを付与。
76	四国	香川県 坂出市	市内の公共交通空白地をなくす取組	・市内の空白地に、乗合デマンドタクシーを運行。市街地部分に循環バスを運行。残っていた空白地も乗合デマンドタクシーを運行し空白地を解消した。
77	九州	福岡県 北九州市	大蔵地区おでかけ交通への支援	・地域の取り組みの成果が助成額に反映されるように、「収支率」が高い場合に助成額が高くなる仕組みを導入している。 ・地元、交通事業者、市の間で、3年間又は5年間の運行協定を締結している。
78	九州	大分県 大分市	富士見が丘団地「おでかけ交通」	・移動手段の確保が困難となった住民の外出促進と団地内を運行するバスの利用促進を図るため、団地内の主要バス停に接続する乗合タクシーを運行し、自宅から団地外の目的地までを繋ぐ交通ネットワークを構築。
79	九州	熊本県 水俣市	空白地を運行する「水俣市乗合タクシー」への支援	・公共交通空白地に乗合タクシーを導入し、3社のタクシー会社による週替わり共同運行を実施している。 ・乗合タクシーの運行に係る停留所及び転回所の整備、時刻表の作成を自治体が実施している。
80	九州	鹿児島県 西之表市	どんがタクシーへの支援	・交通事業者にとっては、一定条件を満たせば事業収支にかかわらず定額委託額となる契約を締結している。 ・市と事業者の間で、取り組み内容の改善に向けた協議を実施している。

## ○自家用有償運送におけるタクシー事業者の受託事例

NO.	運輸局	都道府県	取組名	概要
81	中国	岡山県 備前市	市全域における乗合バス 撤退への対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全域における大規模な乗合バス撤退に対し、限られた期間内に自治体を中心となって自家用有償旅客運送による代替手段を確保したことで、利用者利便の低下を回避した。</li> </ul>
82	四国	香川県 三木町	町内の公共交通空白地を なくする取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年にバス路線が廃止となり大部分が公共交通空白地となっていた。住民アンケートを実施し、平成17年からコミュニティバスの運行を開始。</li> <li>平成24年12月から山間部を2つに分けコミュニティバスの実証実験を経て、平成25年10月より本格運行を実施。</li> </ul>

## ○自治体からタクシー事業者又は利用者への運賃助成事例

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
83	北海道	北海道 砂川市	敬老助成金交付事業	・ 75歳以上の高齢者（在宅・市民税非課税）	・ 年間5300円相当の敬老助成券（ハイヤー券、入浴券のいずれか1つ）を交付。
84	北海道	北海道 石狩市	福祉利用割引券交付事業	・ 70歳以上の高齢者及び障害者	・ 年間2000円の福祉利用割引券又はタクシーチケットを交付。
85	北海道	北海道 倶知安町	老人福祉ハイヤー利用助成事業	・ 70歳以上の自動車を持たない高齢者世帯（介護保険負担段階1～5）	・ 10600円～15900円分のハイヤーチケットを交付。
86	北海道	北海道 鷹栖町	交通費助成事業	・ 80歳以上の者、70歳以上で運転免許証返納者	・ 1万円分のハイヤー乗車券を交付。
87	東北	岩手県 軽米町	軽米町福祉タクシー助成券	・ 身体障害者 ・ 80歳以上のひとり暮らしの方	・ 実施者：軽米町 ・ 年間最大14,640円分交付（1枚610円券×24枚）
88	東北	山形県 東根市	おでかけさぽーとタクシー事業	・ 要介護（要支援）認定を受けている人 ・ 福祉タクシー利用券の交付を受けている人 ・ 80歳以上の高齢者⇒本人または配偶者が普通自動車運転免許証を持っている人 ・ 70歳から79歳の高齢者⇒本人または同居家族が普通運転免許証を持っている人	利用するタクシーの利用料金の一部（基本料金の9割）を助成
89	東北	山形県 大石田町	大石田町高齢者タクシー事業制度	大石田町横山地区及び亀井田地区で①70歳以上の夫婦のみの世帯で自家用車（貨物車を含む）を所有していない世帯②70歳以上の一人暮らし世帯で自家用車（貨物車を含む）を所有していない世帯	・ 1ヶ月2回に限り、タクシー（小型車）の基本料金の90%にあたる560円を助成します。 ・ 利用券は、月2枚とし、年間24枚を限度として交付されます。



NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
90	東北	宮城県 東松島市	高台へ移転した鉄道駅と 当該地区住宅地の間を運 行する無料タクシーの導 入	(当該地区に住む) ・ 65歳以上の高齢者 ・ 障害者手帳、療育手帳 を持つ住民 ・ 妊婦 ※要会員登録	・ 震災により内陸部へ移転した野蒜駅及び東 名駅の利便性向上のため、地区と駅を結ぶタ クシーを運行(乗降場所は両駅および地区内 に複数設定され、利用者は1時間前までに乗 車場所を伝える) ・ 市がタクシーを借り上げ、利用者は運賃を 負担しない。
91	東北	岩手県 大船渡市	不便地域タクシーチケッ ト補助(実証実験)	・ 以下条件①～④全てに 該当している方 ①大船渡市民 ②75歳以上 ③バス停から500m以 上離れ、デマンド交通、 患者輸送バスが運行して おらず、路線バス利用が 困難な盛町・大船渡町・ 末崎町・赤崎町・猪川 町・立根町の6地区の居 住者の方 ④免許を持っていない方 もしくは、免許を返納し ている方	・ 実施者：大船渡市 ・ 期間：平成27年11月20日～平成2 8年3月31日(来年度も継続予定) ・ チケット5,300円分(1枚530円×10 枚)を2,600円で販売 ・ 1乗車につき1人1枚使用可能のため、対 象者が複数名で乗車した場合、乗車人数分使 用可能
92	東北	山形県 村山市	運転免許自主返納者に対 するタクシー利用券の交 付	村山市内在住の65歳以 上の自主返納者	市内事業所のタクシー利用券購入費を3万円 分交付(1回のみ)
93	東北	山形県 朝日町	運転免許自主返納者に対 するタクシー回数乗車券 の交付	運転免許を返納した朝日 町在住の高齢者	デマンドタクシー回数券、山形県タクシー共 通乗車券、山交バス普通回数券のいずれか1 つを2万円分交付(1回のみ)
94	東北	山形県 酒田市	運転免許自主返納者に対 するタクシー利用券の交 付	酒田市内在住の65歳以 上の自主返納者	タクシー券を5,000円分交付(1回のみ)

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
95	東北	山形県 庄内町	運転免許自主返納者に対するタクシー利用券の交付	庄内町在住の70歳以上の自主返納者	タクシー利用券交付（上限2万円、更新手続きが必要）
96	東北	山形県 遊佐町	運転免許自主返納者に対するタクシー利用券の交付	遊佐町在住の65歳以上の自主返納者	タクシー利用券（初乗り基本料金相当額）20回分交付
97	関東	埼玉県 東松山市	東松山市デマンドタクシー	・市内に住所を有する16歳以上の者（当該年度に16歳に達するを含む）：事前登録が必要	・定められた運行エリア内の運送について、タクシーメーター運賃に応じて決められた代金（下記に記載）を利用者が支払い、そのメーターの金額と差額部分について市が補助をするもの  タクシーメーター／利用者の支払い代金 2,000円未満 / 500円 2,000円以上3,000円未満 / 1,000円 3,000円以上 / 1,500円
98	関東	群馬県 前橋市	マイタク（移動困難者へのタクシー運賃助成）	・次のいずれかに該当する前橋市民（事前の登録が必要） 1：年齢75歳以上 2：年齢65歳以上で運転免許なし 3：身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、要介護・要支援認定者、難病患者・小児慢性特定疾病患者、妊産婦 4：運転免許証自主返納者	・登録申請者に利用登録証とタクシー利用券を支給（年間上限回数は120回） ・登録者が相乗り乗車した場合 1人1乗車に付き、最大500円を支援 ・登録者が1人で乗車した場合 タクシー運賃の半額を支援（ただし、1運行1,000円を上限とする）
99	関東	茨城県 稲敷市	タクシー利用券（稲敷市地域交通利用券）	・次のいずれかに該当する稲敷市民（事前の登録が必要） 1：運転免許なし 2：自動車の所有なし 3：何らかの理由で自動車を利用できない	・登録したその場でタクシー利用券を1年分（1月当たり8枚）支給 ・1回の乗車に利用券1枚（最低300円は自己負担）。最高700円を助成（利用時に身分証明書提示） ・乗降場所のいずれかが市内であること、遊興目的での利用は不可

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
100	関東	茨城県 鹿嶋市	タクシー利用券（鹿嶋市 地域交通利用料金助成事 業利用券）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時点で次の条件を 全て満たす方</li> <li>1：市民</li> <li>2：満70才以上の方</li> <li>3：自動車・バイクの運 転免許のない方</li> <li>4：市の福祉タクシーや 外出支援サービスなどを 受けていない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー利用券は1カ月当たり2枚。最大 交付枚数24枚</li> <li>・1乗車につき利用券1枚。初乗り運賃分を 助成</li> <li>・乗降場所のいずれかが市内であること、通 院、買い物、公共施設、金融機関などへの移 動や公共交通機関までのアクセスに利用可能</li> </ul>
101	関東	茨城県 大子町	タクシー利用助成券（大 子町タクシー利用助成事 業助成券）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町税等の滞納がない町 民で、かつ現に居住して おり自動車を保有してい ない、又は、自動車を所 有しているが運転できな い方で次のいずれかに該 当する方。（申請による 交付）</li> <li>1：年齢65歳以上の方</li> <li>2：身体障害者手帳の交 付を受けている方</li> <li>3：療育手帳の交付を受 けている方</li> <li>4：精神障害者保健福祉 手帳の交付を受けている 方</li> <li>5：その他（自立支援医 療受給者、障害年金の受 給を受けている方等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月4枚を限度に、交付決定日から年度末ま での助成券を支給</li> <li>・1乗車1枚の利用。タクシー運賃の1/2 を助成</li> <li>・乗降場所はいずれも町内であること</li> </ul>
102	関東	山梨県 南アルプス 市	高齢者タクシー利用助成 制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住民登録をして いる今年度75歳以上 （翌年度の4月1日まで に75歳を迎える方も。） の高齢者。（事前の申請 が必要）</li> <li>（※重度心身障害児 （者）等タクシー利用料 金助成を受けているもし くは助成資格がある者、 自動車税、軽自動車税の 減免を受けている者、櫛 形西地区コミュニティー タクシー実証運行対象エ リアに住んでいる者を除 く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間一人当たり1カ月2枚分のタクシー中 型初乗料金（730円/1.8Km）を交付</li> <li>・申請月から年度分を一括交付</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
103	関東	山梨県 韮崎市	高齢者タクシー利用助成事業	・対象地区（穂坂町・日之城・三之蔵・上今井・長久保・原）の70歳以上の住民で、利用登録した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用登録者にタクシー券（月4枚×12ヶ月＝48枚）を交付</li> <li>・タクシー券1枚につき、実車料金から利用者負担額を差し引いた額を助成。ただし、地区ごとに助成限度額（※）を設定する</li> <li>※日之城1900円、三之蔵2300円、長久保2500円、上今井2300円、原1700円。</li> <li>・おおよそ公民館から市街地周辺までの実車料金を基準に設定。助成限度額を超えた額は利用者負担となる</li> </ul>
104	北陸信越	長野県 千曲市	マタニティタクシー助成事業	・千曲市内に住所があり平成27年7月1日以降母子手帳の交付を受ける妊婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千曲市に在住の妊婦さんに対し外出時の交通費を助成することで、母体への負担や経済的負担を軽減することを目的とする。</li> <li>・申請者1人に対し500円券14枚（7000円）を一括交付</li> <li>・更埴観光タクシー（株）、（有）シンリク観光、（株）宇都宮、（合）畑山自動車商会の4社にて利用可能。</li> </ul>
105	北陸信越	長野県 御代田町	タクシー利用助成事業	・御代田町に住所がある満70歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通弱者に対し日常生活をサポートする目的で助成券を発行している。</li> <li>・助成券は1枚600円（年間で30枚まで）で御代田町企画財政課窓口で販売している。助成券1枚で1500円分のタクシー券となる。</li> <li>・（有）軽井沢観光、松葉タクシー（有）でのみ利用できる。</li> <li>・利用は買い物・通院・公共施設の利用などの日常生活に必要な範囲での使用に制限され、レジャー目的での使用はできない。</li> </ul>
106	北陸信越	富山県 全市町村	コンベンションタクシー	・富山県で開催されるコンベンション参加者（県外参加者50人以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が富山県内で宿泊し、タクシーで富山県内を観光する場合に、運賃の半額を助成（富山県コンベンションビューローが発行する「半額利用券」を使用。）。</li> <li>・通常運賃との差額は、富山県（2割）、市町村（2割）、タクシー事業者（1割）が負担。</li> </ul>
107	北陸信越	富山県 朝日町	シルバータクシー利用券	・70歳以上の高齢者（条件あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の積極的な外出支援を図るため、シルバータクシー等乗車券（1枚300円の乗車券を1人つき年間40枚まで）を交付。</li> <li>・タクシー及び朝日町公共バスで利用可能。</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
108	北陸信越	石川県 輪島市	高齢者運転免許証自主返納支援制度	・輪島市内に住民登録しており、有効期限内の運転免許を自主返納した満70歳以上の者	自主返納者の支援内容の一つとして、県内タクシー券（石川県タクシー協会加盟事業者に対し使用可）を交付している。タクシー券購入の費用は輪島市で負担している。
109	北陸信越	石川県 輪島市	ふるさとタクシー、観光ガイドタクシー乗り継ぎキャッシュバックキャンペーン	・のと里山空港発のふるさとタクシーを利用した日もしくは翌日に観光ガイドタクシーを利用した者 ・観光ガイドタクシーを利用した前日もしくは同一日にふるさとタクシーを利用した者	ふるさとタクシーと観光ガイドタクシーの両方利用した者に対し、のと里山空港利用促進協議会より利用時間に応じてキャッシュバックを行う。 (のと里山空港利用促進協議会とは宝達志水町以北の9市町長及び市町議会議長、商工会議所会頭及び商工会会長で組織されている。)
110	中部	愛知県 蒲郡市	高齢者割引タクシー制度 (高齢者の足確保事業)	・満70歳以上の方	・年度ごとに100枚交付。 ・発地、着地いずれも市内に限られる。 ・割引率3割（事業者が1割、市が2割を負担。ただし、市の負担は1,000円を限度） ※迎車料金は対象外。他の割引制度との併用は不可。
111	中部	静岡県 三島市	高齢者運転免許返納支援事業	・70歳以上の運転免許証自主返納者 ※1人1回限り	・10,000円分（100円×100枚）のバス・タクシー・鉄道の利用助成券を交付。 ・1回の利用枚数の制限なし。 ・翌年度まで利用できる。
112	中部	静岡県 長泉町	高齢者運転免許証自主返納支援事業	・65歳以上の運転免許証自主返納者	・100枚交付。 ・割引率2割（事業者が1割、町が1割を負担）。 ・有効期間は3年間。有効期間内であれば、何度でも交付申請ができる。 ※迎車料金は適用外。
113	中部	岐阜県 神戸町	神戸町タクシー送迎(ばらタク)サービス事業	・70歳以上の方 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している方及び障害者手帳等所有者が介護を必要とする場合におけるその介護者 ・介護予防施設ばらの里優待利用証登録済の方	・利用証を提示することにより、1乗車につき200円と限度額（2,500円）を超えた運賃で利用できる。 ・町内で乗降する場合には限られる。 ・乗車回数の制限はない。 ・運賃額と利用者負担額の差額は町が負担。

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
114	中部	三重県 亀山市	タクシー料金助成事業	・満75歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間交付額 10,000円 (500円×16枚・100円×20枚) / 1乗車につき2,000円まで。</li> <li>・発地、着地いずれかが市内であれば使用できるため、市内以外の協力事業者のタクシーを利用できる。</li> </ul>
115	中部	福井県 小浜市	運転免許自主返納支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満65歳以上の運転免許証自主返納者</li> <li>※1人1回限り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10,000円分 (500円×20枚)。</li> <li>※有効期限は3年度まで。</li> </ul>
116	近畿	京都府 舞鶴市	舞鶴市高齢者外出支援事業	・購入時点で75歳以上の市民 (同乗は75歳未満も可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舞鶴市内の移動で、1乗車の運賃が2,000円以上の場合に利用できるタクシー乗車票2,000円分を1,000円で販売。</li> <li>・1冊5枚綴り (1,000円×5枚=5,000円) で販売。</li> <li>・1乗車当たりの差額1,000円は市がタクシー事業者を支払う。</li> </ul>
117	近畿	京都府 和束町	和束町地域公共交通タクシー助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和束町木屋区に住所を有する人</li> <li>・利用助成券を利用する乗車に同乗する人</li> <li>・その他町長が必要と認める人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町営バスの廃止に伴い助成を行うもの。</li> <li>・町が利用助成券 (20枚) を交付する。</li> <li>・利用助成券の使用により、利用者及び同乗者1人当たり330円 (子供、障害者は170円) で利用可能。(「木屋区」～「奈良交通和束木津線のバス停」間の利用に限る。)</li> <li>・運賃額 (時間制運賃で算定) との差額は町がタクシー事業者を支払う。</li> </ul>
118	近畿	京都府 福知山市 ほか	福知山市高齢者運転免許証自主返納支援事業	・75歳以上で自主的に運転免許証を返納した市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス・鉄道の敬老乗車券 (6,000円分) 又は指定する市内タクシー事業者のクーポン券 (5,000円分) のいずれかを交付。</li> <li>・市の負担による券の買い上げ。</li> </ul>
119	近畿	兵庫県 相生市	マタニティータクシークーポン券	相生市内に住所のある妊婦の方。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティータクシークーポン券</li> <li>・妊婦一人10000円分を市が配布</li> <li>・500円券20枚綴り (複数枚の使用可)</li> <li>・病院でも普段の外出でも利用可能</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
120	近畿	兵庫県 養父市	定額観光タクシー	・観光客	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型2時間4000円、3時間6000円など6時間まで設定（中型、ジャンボでも設定あり）</li> <li>・JR八鹿駅～道の駅ようか但馬蔵を発着点</li> <li>・通常時間制運賃額との差額は、市が事業者へ支払う。</li> <li>・H27.12.25～H28.3.13まで</li> </ul>
121	近畿	奈良県 安堵町	安堵町地域公共交通タクシー助成	・安堵保育園南側道路から北側の地域と笠目地区の住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの利用助成券を交付（枚数制限なし）</li> <li>・タクシーを利用する毎に500円を助成</li> <li>・500円は町がタクシー会社に支払う。</li> <li>・自宅～町公共施設の移動が対象</li> </ul>
122	近畿	奈良県 明日香村	明日香村コミュニティタクシー	・上畑・下畑・入谷・冬野地区の住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの利用券を交付（枚数制限なし）</li> <li>・利用者の運賃負担はなし</li> <li>・運賃は町がタクシー会社に支払う。</li> <li>・自宅～石舞台バス停の移動が対象</li> </ul>
123	近畿	奈良県 下市町	下市町高齢者外出支援事業	下市町住民のうち以下の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の方</li> <li>・65歳以上の高齢者のみで構成する住民税所得割非課税世帯の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー乗車料金の補助券を年間24枚交付</li> <li>・タクシー運賃のうち、運賃額ごとに定めた助成額を町がタクシー会社に支払う。</li> <li>・利用範囲は下市町内～下市口駅・大淀病院の範囲内</li> </ul>
124	中国	広島県 三次市	公共交通空白地におけるタクシーの共同利用助成	・公共交通機関の運行がない地域に住む、自ら交通機関を持たない市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2世帯2人以上で設立した利用組合が、2Km以上離れた最寄の病院・スーパー・行政施設等に行くために複数人でタクシーを利用した場合は補助対象。</li> <li>・運賃の半額を、市から利用組合に支払う。</li> <li>・補助対象は一組合週2回まで。</li> </ul>
125	中国	広島県 三次市	三次市高齢者免許自主返納支援制度	3か月以内に運転免許証を自主返納した65歳以上の市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の提携業者で利用可能なタクシー券（1万円分・・・500円券×20枚）</li> <li>・同額の市民バス回数券・パスピーと選択可能。</li> <li>・タクシー事業者から提出される使用済タクシー券添付の請求書にもとづき、事業者へ支払う。</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
126	中国	鳥取県 鳥取市	外国人観光周遊1,000円 タクシー	・訪日外国人観光客	・3時間の貸切タクシーを1人当たり1,000円で利用可能 ・通常運賃額約9,000円との差額は、県と市が負担し、タクシー会社に支払う。
127	中国	島根県 邑南町	邑南町通院タクシー料金 助成事業	・集落の中心が最寄りのバス停留所から0.5km以上離れており、かつ医療機関から1.5km以上離れている集落（大草、日南川、青石、大所、野原谷、断魚いわみ荘前、断魚、須磨谷、上大畑谷）	1世帯1月あたり2回を限度。集落により、1回1,000円～6,800円を限度に助成。
128	中国	岡山県 吉備中央町	ふれあいタクシー	・町内に住所がある65歳以上の方	・高齢者の通院、買い物等日常生活における外出支援。事前の登録が必要。 ・タクシー料金の1/3を助成 ・町が実施者で、町内のタクシー事業者（4社）に運行を委託 ・利用者はタクシー料金の2/3を支払い、町がタクシー事業者に1/3を助成 ・町内への利用のみ対象
129	中国	山口県 山口市	グループタクシー	65歳以上で自宅から最寄りの駅又はバス停まで1km以上の距離がある方（福祉タクシー券を利用していない人に限る）	自宅からバス停等までの距離に応じて300円～700円の利用券による助成
130	四国	愛媛県 西条市	障害者・高齢者タクシー 助成券	【障害者】市内在住宅で75歳未満かつ所得税非課税かつ身体障害者1、2級又は療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級 【高齢者】75歳以上の所得税非課税世帯	【障害者】初乗り運賃助成（年間24回） 【高齢者】初乗り運賃助成（年間12回）
131	四国	愛媛県 愛南町	高齢者・身障者タクシー 助成券	【高齢者・身障者】70歳以上又は65歳以上で身障者手帳2級以上、療育手帳の保持者で、バス停から500m以上遠在住者	【高齢者・身障者】バス停からの距離により1500円～500円の助成（年間50回）



NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
132	四国	愛媛県 八幡浜市	高齢者外出支援助成券	75歳以上（世帯全員が65歳以上で構成されていること）	【対象機関】バス・タクシー・船舶からいずれか1つを選択する 【助成額】年間13200円
133	四国	高知県 室戸市	室戸市中山間地域高齢者等タクシー利用助成事業	室戸市が定める中山間地区に住所を有する下記の者 （1）満75歳以上で構成される世帯の者 （2）運転免許証を返納している65歳以上の者 （3）身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級若しくは2級の者 （4）その他市町が必要と認める者	・対象となる者があらかじめ市に対してタクシー利用助成券の申請を行う。 ・助成額については、対象地区により規定がある。（1,600円～7,800円/月） ・1ヶ月4枚分が交付され、利用者は協力機関のタクシー会社の利用時に証明書を提示し、1回につき1枚の助成券を渡し、タクシー利用料金から助成券の表示金額を控除した額を支払う。
134	四国	香川県 高松市	高齢者福祉タクシー助成券の交付	65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険制度の要介護認定(要介護1～5)を受けており、市民税が非課税の者(その他、身障者等も含む)	・一般タクシーが対象(介護タクシー除く) ・年度内有効の助成券(630円)を15枚(身障者等は570円)交付 ・希望者は、年度ごとに申請 ・利用者から助成券を受け取った事業者に助成
135	四国	香川県 宇多津町	福祉タクシー助成事業	外出することが不便な75歳以上の者(その他、身障者等も含む)で、町内に引き続き1年以上居住している者	・一般タクシーが対象(介護タクシー除く) ・助成券(500円)を年間20枚交付 ・宇多津町近隣の15事業者で利用可能 ・利用者から助成券を受け取った事業者に助成
136	四国	香川県 坂出市	タクシー助成券及びバス回数券の交付	65歳以上で運転免許証を返納した者	・一般タクシーが対象(介護タクシー除く) ・有効期間が3年間のタクシー助成券(10,000円分)とバス回数券(100円×11枚)3冊交付(タクシー・バスともに交付は、1度のみ) ・利用者から助成券を受け取った事業者に助成
137	四国	香川県 まんのう町	福祉タクシー券助成事業	町内に住民登録している満75歳以上の者(その他、身障者等も含む)	・一般タクシー及び介護タクシーで利用可能 ・1枚500円の助成券2枚を毎月交付(但し、使用は病院への通院に限る) ・利用者から助成券を受け取った事業者に助成

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
138	四国	香川県 三豊市	高齢者福祉タクシー事業	1年以上三豊市に住んでいる80歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般タクシーが対象(介護タクシー除く)</li> <li>・助成券(500円)を年16枚交付</li> <li>・希望者は、年度ごとに申請</li> <li>・利用者から助成券を受け取った事業者に助成</li> </ul>
139	四国	香川県 多度津町	タクシー割引券の交付	1年以上住所を有する80歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般タクシー及び介護タクシーで利用可能</li> <li>・割引券(500円)を年10枚交付</li> <li>・希望者は、年ごとに申請</li> <li>・利用者から割引券を受け取った事業者に助成</li> </ul>
140	九州	福岡県 福岡市	福岡市「福祉乗車券」及び「高齢者乗車券」のタクシー助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の障害者及び高齢者(所得制限あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の既存の高齢者乗車券(バス、船舶等)にタクシーの助成券を追加</li> <li>・福祉乗車券タクシー助成券及び高齢者タクシー助成券とも12,000円分(1枚500円券)</li> </ul>
141	九州	福岡県 宗像市	宗像市大島地区高齢者タクシー料金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>満70歳以上</li> <li>○大島(離島)に在住</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通が運行されていない大島(離島)に居住する満70歳以上の住民を対象に、タクシー初乗り運賃の一部を助成</li> <li>○小型タクシーの初乗り運賃から200円を差し引いた額を助成</li> </ul>
142	九州	福岡県 古賀市	地域移動サポート事業 (おでかけタクシー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金交付対象地域の居住者</li> <li>○各地域において利用対象者の条件を設定</li> <li>○原則として交通弱者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通弱者の日常生活に必要な行動の補完をするため、地域の交通弱者の輸送を実施する校区コミュニティ、行政区又は組合等の運営主体に対して補助金を交付</li> <li>○地域において、利用対象者・人数に応じた利用負担金等を決めてもらい、地域とタクシー会社で契約を締結、実際のタクシー料金と利用者負担金の差額を地域が負担</li> <li>○市は地域に対して年額20万円を上限として補助</li> </ul>
143	九州	宮崎県 えびの市	えびの市タクシー利用料金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上、または、16～64歳</li> <li>○65歳以上：市税等の滞納がないもの</li> <li>○16～64歳：運転免許の交付を受けていない、または、車両を保有しないもので、市税等の滞納がないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の交通弱者を対象に、1回のタクシー利用につき料金の3割を助成する利用券を交付(上限1,000円)</li> </ul>
144	九州	宮崎県 えびの市	えびの市福祉タクシー料金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>満75歳以上</li> <li>○車両を保有せず、自らも運行できず、世帯員の中にも車両の保有者がいないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に居住し、日常的な移動手段を持たない高齢者を対象に、タクシーの初乗り料金を助成する利用券を交付</li> </ul>

NO.	運輸局	都道府県 市町村	取組名 (事業名)	助成対象者	概要
145	九州	宮崎県 綾町	綾町高年者等タクシー利用料金助成事業	第1指定地域：70歳以上 第2・3指定地域：75歳以上 ○中心部からの距離に応じて町域全体を3つの指定地域に区分	○町内に居住する高齢者を対象に、地域の利便性に応じてタクシー料金の一部を助成する乗車券を交付 地域区分に従い、1回のタクシー利用につき1枚利用可能な乗車券を交付 ○第1指定地域：840円×48枚/年・人 ○第2指定地域：560円×48枚/年・人 ○第3指定地域：560円×24枚/年・人
146	九州	鹿児島県 阿久根市	グループタクシー利用促進事業	満65歳以上 ○自宅から最寄りの駅又はバス停までの距離が1.0キロメートル以上（乗合タクシーが運行している区域は除く）に居住	○公共交通の利用が不便な高齢者が3人以上のグループで申請した場合、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付 最寄りバス停から自宅までの距離に応じて、1回のタクシー利用につき1枚利用可能なタクシーチケットを交付 ○1.0～1.5km：300円券×60枚 ○1.5～4.0km：500円券×60枚 ○4.0km以上：700円券×60枚
147	九州	鹿児島県 志布志市	福祉タクシー運行事業	満70歳以上 ○世帯に自家用車がない	○満70歳以上の市民を対象に、相乗りでの運行を基本とする無料のタクシーを運行 ○乗降場所が違う人が乗り合わせ、それぞれの目的地に立ち寄りながら運行、利用料金は無料
148	九州	鹿児島県 伊佐市	福祉タクシー券利用料金助成事業	満75歳以上	○満75歳以上の市民を対象に、1回のタクシー利用につき料金の3枚まで使用できる利用助成券（500円）を交付
149	九州	鹿児島県 錦江町	錦江町福祉タクシー利用助成事業	満75歳以上 ※運転免許自主返納者については年齢制限なし ○運転免許を所持していない	○運転免許のない満75歳以上、または、運転免許自主返納者を対象に、1回のタクシー利用につき1枚利用可能なタクシー利用券（500円）を交付
150	沖縄	沖縄県 宮古島市	宮古島市高齢者外出支援タクシー利用助成事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者。	宮古島市より利用者の申請状況を審査し、年度内で必要枚数を決定し交付する。初乗り料金を限度として助成する。